

寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月21日

寒川町教育委員会教育長 大澤文雄

寒川町教育委員会規則第 1 号

寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則

(寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正)

第 1 条 寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和 51 年寒川町教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条教育総務課総務担当の項中第 13 号を第 14 号とし、第 10 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 総合教育会議に関する事。

第 3 条教育総務課社会教育担当の項第 7 号中「公民館との連絡調整」を「寒川町立公民館の指定管理者による管理」に改め、同項第 8 号中「との連絡調整」を「の指定管理者による管理」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(9) 寒川文書館の指定管理者による管理に関する事。

(10) 寒川町立文化福祉会館の指定管理者による管理に関する事。

(寒川町立の学校及びその他の教育機関に勤務する職員の勤務時間の割振り等の特例に関する規則の一部改正)

第 2 条 寒川町立の学校及びその他の教育機関に勤務する職員の勤務時間の割振り等の特例に関する規則(昭和 54 年寒川町教育委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

題名及び第 1 条中「及びその他の教育機関」を削る。

第 3 条中「及び館長」を削る。

別表中寒川町立公民館に勤務する職員の項及び寒川総合図書館に勤務する職員の項を削る。

(寒川町教育委員会が保有する個人情報に係る寒川町個人情報保護条例施行規則の

一部改正)

第 3 条 寒川町教育委員会が保有する個人情報に係る寒川町個人情報保護条例施行規則(平成 11 年寒川町教育委員会規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とする。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。